

No. 1951

2021・11・22

毎週月曜日発行

三次民商News

発行 三次民主商工会

〒728-0013

三次市十日市東3-10-1

ホームページ <http://www41.tiki.ne.jp/~miyosiminsyo/>

Eメール

miyosiminsyo@mx41.tiki.ne.jp

やっぱり女子はコンパクトが好き

全会員で
拡大!

—三次民商婦人部第43回定期総会—



冒頭、中西部長は「コロナ禍の中での多くの参加、ありがとうございます。これから工夫をこらして集まれる婦人部の活動をしていきたいと思います」とあいさつ。



三次民商婦人部は、11月8日に第43回定期総会を、三次市社会保健センターふれあいホールで行い、役員・代議員25名が参加。今期の活動方針を共有し合いました。

要求運動

①安芸高田市での所得税法56条廃止
②国保税等の減免の呼びかけ
③婦人部員への健診助成金
④婦人科検診の取組

暮らしと営業

①簿記学校の開催
②気軽な集まり
③婦人部員一人でも利用可能な女子会引換券
④誕生日プレゼン
⑤の継続

平和運動

①憲法9条堅守
②脱原発、改憲NO
③同時加入の徹底
④若い業者婦人の声かけと入部

一昨年の新型コロナウイルスの影響により、集まれなかった婦人部員は、久々に出会い、大

婦人部は2月に「みそ作り」を行うことを計画しています。詳しくは民商ニュースでお知らせをします。

配られたお土産
自身はケーキでした

いに話が弾みまし
た。
およそ30分で終
わった総会でし
た。参加者から
「これくらいコン
パクトな総会がい
いよね」「長々やっ
ても頭に入らな
いね」と好評でし
た。参加者にはお
土産も用意され

インボイス、行政指導文書、税理士法、豪雨災害

中小業者に寄り添う対応を

—三次、吉田税務署に申入れ—

三次民商は、11月9日に、三次・吉田税務署に要望を申入れ、交渉を行いました。コロナ禍で苦境に立たされている中小業者の実態や、インボイス制度がどれほど影響があるかなどを訴えました。

吉田税務署

平田総務課長と中野係長が対応し、植野税対部長、佐々木理事、酒屋事務局長が参加しました。多くの時間を割いたのはインボイス制度についてです。10月から始まる登録制度はどのくらいあるのか、また説明会はどこにの参加者がいるのかを質問すると、「吉田税務署管内では1ヶ所にとどまっています。国が複数税率になったことでインボイスは必要不可欠。その点で適正かつ公平な税負担になるのがメリットになるのかなと思います」と回答し、中小業者のメリットは示されませんでした。

三次税務署

吉田税務署は今まで広島国税局管内(中国5県)で隠岐税務署と並んで小さな税務署でしたが、今

「あくまで行政指導なので、注意喚起の意味で送らせていただいている。もし計上もれがあれば、裏面へつづく」



1人の会員が1人の読者を増やしましょう。

FAX

(0824) 62-3535

(0824) 62-1654

●『一人はみんなのために、みんなは一人のために』力を合わせて商売とくらしを守りましょう。

—申入事項—

- 1、この未曾有の災害と言えるコロナ禍を乗り切るため、消費税を引き下げること。
- 2、大きな混乱を招き、中小業者に大きな負担を強いるインボイス制度の導入は撤回すること。少なくともコロナ禍が収束しない間については凍結すること。インボイス制度が国民に与えるメリットを示してください。
- 3、新型コロナ特法の成立・施行により創設された「納税の猶予の特例（特例猶予）」が申請期限である2021年をもって終了しました。納期限から1年間、納税の猶予（特例猶予）が認められると同時に、延滞税は全額免除という画期的な制度のおかげで助かった事業者は数知れません。長期化するコロナ禍の情勢に鑑み、引き続き納税者の実態に耳を傾け、納付困難な納税者の相談に真摯に対応するようにしてください。また三次民主商工会が出している『分納誓約書』との併用を考えてください。
- 4、予想外に長期化する新型コロナウイルスの影響で多くの事業者は疲弊しています。こうした現状に鑑み、不要不急の税務調査はもちろんの事、徴収による臨場、呼び出しなどは厳に慎むようにしてください。
- 5、すべての税務職員が憲法順守し、税務運営方針を守ることを徹底してください。
- 6、（吉田税務署のみ）被災者に対しての申請手続きを配慮し、精神的負担にならないような対応を求めます。

表面のつづき

インボイス制度について、「中小業者にとりてのメリットもたつたか」という回答がありま

速やかに修正申告をしていただければ、加算税は付きません。税務署的には回答をよろしく願います」と答え、あくまで行政指導文書であると強調しました。また全国的に持続化給付金の計上モレが相当多いそうです。

「確かに問題はある」という回答がありま

「民商も税のことを広めている団体なので協力関係にある。民商独自で説明会をし

「明確なメリットはないと思う。デメリット部分の周知をどうするか、上に上げます」と回答。また周知されていないことや申告体制については

三次市月次支援金の拡充について

対象月が9月までから10月分も増えました。
これに伴い、申請期限が1月21日まで延長になりました。

必要書類

- ①法人番号がわかる書類（※法人事業者の場合）
- ②確定申告書類の写し（法人の場合は「別表一」、個人の場合は「第一表」）
- ③月ごとの売上金が比較・確認できる帳簿書類
- ④振込先口座番号が確認できる通帳の写し

郵送先 〒728-8501 三次市十日市中2丁目8番1号 三次市 産業振興部 商工観光課

11月	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日
曜	月	火	水	木	金	土	日
番組名	報道ステーション	5up!第1部	報道ステーション	かいドキッ!もー	5up!第2部	グッドモーニング	大下容子のワイドスクランブル1
時間枠	21時54分	16時39分	21時54分	10時30分	17時50分	6時	10時30分
	23時10分	17時50分	23時10分	10時30分	18時45分	7時4	12時1
							10時45分
							11時15分
							6時20分
							8時1
							13時55分
							14時55分

民商のTVCM放送スケジュール

安芸高田市事業継続応援金
提出期間
10月1日～12月28日

毎週火曜日・水曜日 三次民商事務所
午後2時～午後6時 予約が必要
事前に申請書類の準備をお願いします。

協力金・月次支援金申請サポート日

希望される方は予約を申し込んで来てください

11月24日（水）
三次民商事務所

無料法律相談

1人の会員が1人の会員を増やしましょう。 三 次 (0824) 62-3535 FAX (0824) 62-1654